



2024年8月13日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社  
代表者名 代表取締役会長 平田 政善  
(コード番号：4169 東証グロース)  
問合せ先 上級執行役員 CFO 丸岡 智也  
(TEL 03-6635-1021)

## 2024年12月期半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2024年12月期半期報告書 (自2024年1月1日至6月30日)

#### 2. 延長前の提出期限

2024年8月14日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年9月13日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年8月13日に適時開示しました「2024年12月期第2四半期決算発表の延期及び半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2024年7月30日に、監査法人アヴァンティア(以下「アヴァンティア」といいます。)を当社の一時的会計監査人として選任し、同監査法人と2024年12月期半期のレビュー手続について協議してまいりました。

しかし、2024年7月9日付け「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」において開示したとおり、2023年12月期の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があり、あずさ監査法人による監査等に想定以上の時間を要した結果、2023年12月期有価証券報告書に関し、提出期限(2024年6月28日)経過後である2024年7月9日に提出することとなりました。これに伴い、あずさ監査法人からアヴァンティアへの引継ぎも遅れてしまったこと、あずさ監査法人が外部調査委員会の調査報告書の内容を踏まえてもなお、重要な虚偽表示の原因となる不正があると判断し、そのため「監査における不正リスク対応基準」に従って、監査手続を実施していることを踏まえ、アヴァンティアとしても、同基準に従って十分な監査が必要となったこと、当社の再発防止策の公表が遅れたことから正式受嘱が遅れたことに伴い、大変遺憾ながら、2024年12月期半期報告書について、金融商品取引法第24条の5第1項の提出期限までに、当社の2024年12月期半期レビュー手続を完了させることができない見込みとなりました。

これを受け、当社は、本日付で2024年12月期半期報告書の提出期限の延長申請を関東財務局に提出することといたしました。

当社は、引き続き、アヴァンティアによる半期レビュー手続に全面的に協力いたします。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上